

個人番号

今年 **10月** から、
あなたの

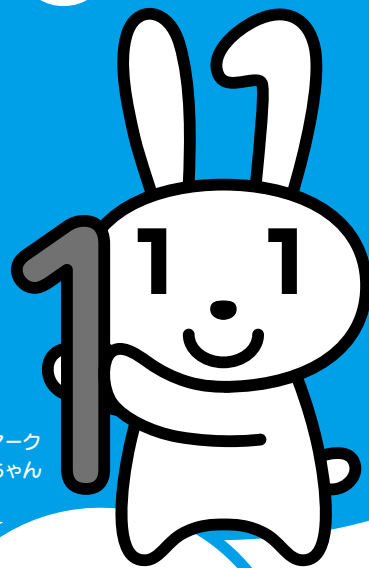
「マイナンバー」 が届きます

平成 28 年 1 月から、マイナンバー制度（社会保障・税番号制度）が始まります。これに先駆け、今年 10 月から順次、「通知カード※1」が皆さまのもとへ簡易書留で郵送され、1 人ひとりに固有のマイナンバー（個人番号）が通知されます。マイナンバーは、基本的に一生同じ番号を使い続けるものです。通知カードは紛失しないように、大切に保管してください。

※1 「通知カード」のイメージ

個人番号	〇〇〇…〇〇〇
生年月日	〇年〇月〇日
性別	〇
氏名	〇〇 〇〇
住所	〇〇県〇〇〇 1-1-1

マイナンバー広報用ロゴマーク
マイナちゃん



1 人ひとりに付与される
**12桁の番号が
マイナンバー**です。
健康保険、年金、税金、
雇用保険等の手続きで
必要になります。



マイナンバーって何？

1 人ひとりに付与される 12 桁の番号です。外国籍でも、住民票のある人は付与されます。これによって、複数の行政機関にある個人の情報を同一人の情報として結びつけ、社会保障、税、災害対策の分野で効率的かつ正確に情報を管理します。なお、法人には 13 桁の番号が用意され、主に税分野の手続きで使用されます。

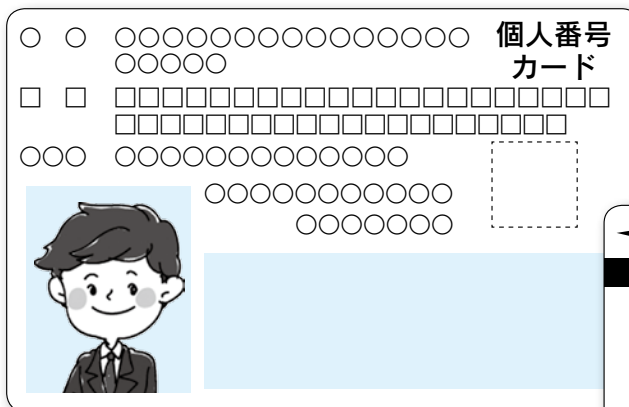
また、マイナンバーは、自分で希望する番号を選ぶことはできません。番号が漏えいし、不正に使われるおそれがある場合を除き、一生変更されませんので、大切にしてください。



今後のスケジュールは？

今年の 10 月以降、「通知カード」が各家庭に通知され、平成 28 年 1 月から、「個人番号カード※2」の交付とマイナンバーの利用が始まります。まずは、社会保障分野では年金に関する届出や裁定請求など、税分野では申告書などへの記載に「マイナンバー」が必要になります。（災害対策分野では被災時の災害者台帳の作成などに使用します。）

平成 29 年 1 月からは、国の行政機関内での情報連携と、情報提供等記録開示システム「マイナポータル※3」の開設が予定されています。さらに同 7 月からは、地方公共団体や健保組合でも情報連携が始まる予定です。

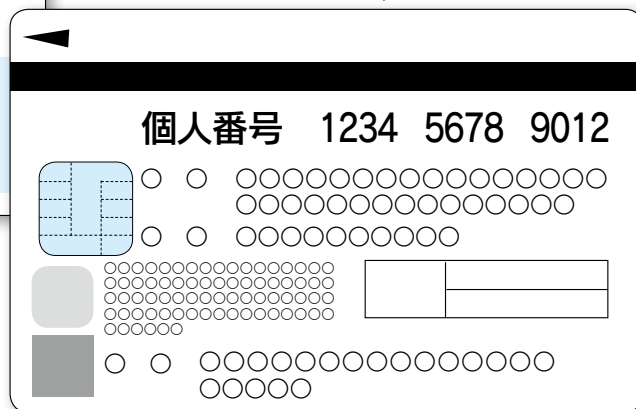


オモテ

ウラ

※2 「個人番号カード」のイメージ

市区町村に申請すると、「通知カード」と引き換えに、表面に氏名、住所、生年月日、性別と顔写真、裏面にマイナンバーを記載したICカードが交付されます。公的な身分証明書として使用でき、e-Tax等の電子証明書も標準搭載されます。所得などのプライバシー性の高い個人情報は記録されません。
 ※有効期限は、20歳以上は10回目の誕生日まで、20歳未満は5回目の誕生日までです。



※住基カードの新規発行は行われなくなりますが、有効期限までは使用可能です。ただし、個人番号カードの交付を受ける際には返却しなければなりません。

※3 「マイナポータル」

各種社会保険料の支払い状況、行政機関が持っている自分の個人情報の内容、行政機関が自分の個人情報へアクセスした履歴（いつ・誰が・なぜ提供したのか）、制度改定のお知らせ、各種給付案内などの情報がWeb上で取得できるようになる予定です（詳細は検討中です）。

当組合から皆さまへお願い

マイナンバー制度が始まると、健保組合の手続きにおいても、皆さまの資格喪失、標準報酬月額の設定や改定、各種の給付・各種証明書の交付等で使用します。手続きを早く、確実にを行うため、通知カードが届いたら、マイナンバーを事業主（会社）に届出をしてください（被扶養者のマイナンバーも必要です）。

届出の方法は、会社ごとに異なりますので、会社の指示に従ってください。

※任意継続被保険者は、当組合発行の「個人番号届出表（仮称）」をお送りいたしますので、ご提出をお願いします（届出表＋通知カード＋本人確認書類の3点をご提出いただきます）

マイナンバー制度について、詳しく知りたい場合は…

社会保障・税番号制度のホームページ（内閣官房）をご覧ください。FAQ（よくある質問）もご活用ください。
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>

※10・11ページは、8月31日時点の社会保障・税番号制度のホームページ（内閣官房）をもとに掲載しています。今後、変更になる場合があることをご了承ください。